

消防法第7章 火災調査

転載を禁ず

[火災調査と法]

G1-01

2007.06/26 → 2019.08/20

火災調査探偵団 (Y.Kitamura)

消防法第7章は、火災調査の業務の開始から終結までの全般にわたって規定しており、消防法全体の中でも重要な地位を占めている。この一つの章を構成している条文は、一つひとつが、戦後の自治体消防の創設期から引き継がれた事柄を凝縮させ、今なお、時代の変化に応じて、業務内容のあり方やとらえ方を変えながら消防行政の根幹を形成している。

Chapter 7 of the Fire Service Act stipulates the entire process from the start to the end of the fire investigation work of the fire service, and occupies an important position in the overall Fire Service Act. Each of the articles that make up this chapter is a condensed version of what was handed down from the founding period of post-war municipal firefighting. Shapes the foundation.

1. 消防法第7章 火災の調査

「第7章 火災の調査」の変遷

消防法は、1948年（昭和23年）7月24日に制定された。

その前年の1947年12月23日に消防組織法が制定され、翌3月7日から施行されることによって、戦後の日本国憲法に定める地方自治に基づく、**市町村消防としての消防組織**が整備された。その消防組織の行なうべき任務や権限、責務などの手続きなどを「消防法」として定めている。

第1章 総則、 **第2章 火災の予防、** **第3章 危険物、**
第4章 消防の設備等、 **第5章 火災の警戒、** **第6章 消火の活動、**
第7章 火災の調査、 **第8章 雑則、** **第9章 罰則、**

このように、もともとは、**火災の予防**から始まり、**火災の警戒**、**消火活動**、そして**火災の調査**と一連の消防の流れに沿って、章立てができています。

以後、改正により、現在(2019年)は、次の4章が加わる。

第3章の2 危険物保安技術協会、第4章の2 消防の用に供する機械器具等の検定等、
第4章の3 日本検定協会等、 **第8章の2 救急業務、**

(なお、現在、第8章雑則に、罰則規定を有する「防災管理者」制度を押し込んだことで、稚拙とも言える行政法体系となっている。)

そして、それぞれの章は、独立的に運用されることになる(この扱いは、消防長がいない地域の市町村長への読み替えがそれぞれ異なることから分かる)。ゆえに、「第6章 消火の活動」で法的に実施できる火災現場での様々な行為は、これに引き続く「第7章 火災の調査」では実施できず、そこには、明確に法的な境界区分がある。第6章による火災場所での施設等の使用や立入制限などは、「鎮火」によりその法的根拠が無くなり、火災

調査は、消防法第 3 1 条以降に定める**手続き**に従って、立入検査証の提示等を必要とするなどの義務の上に立った活動が求められる。

第 7 章中の条文の仕組み(構成)は、次の通りである。

- ① 消防長（又は署長）に対する火災調査の義務。
- ② 火災調査を実施する上での権限と義務。
- ③ 捜査機関との調整。
- ④ 国・県の火災調査権

このよに、①から④までの手順が、実地的な火災調査に適合した手続きとなっている。

Coffee Break

★ 生い立ちから見る

戦後、警察機関からの消防の独立に当たって、消防組織法と消防法の同時成立が難しいことから、組織整備の必要性から消防組織法を優先させ(1947 年-昭和 22 成立)、実務の消防法を議員立法とした。1947 年 12 月に衆議院を通過した法案は、火災調査(火災原因調査権)について、火災の捜査として、次の内容となっていた。

第四章 捜査及び調査

第 22 条 消防執行長は捜査の任に当たる消防職員に放火又は失火の罪があると認めるときは、その**犯罪を捜査**しなければならない。但し、国家消防庁において放火または失火の犯罪を捜査する制度を認める時はこれに従わなければならない。

捜査員は放火または失火の犯罪があると認定した時は書類を作成し、これを**検察庁に通告**しなければならない。

以下、第 23 条 **検視と死因の調査**、第 24 条 消防活動と同時に着手(現 31 条とほぼ同じ) 第 25 条資料提出、立入検査権(現 34 条とほぼ同じ)

これは、アメリカ USA の**ファイアー-マール制度**(中国なども同じ)とほぼ同じ仕組みとなっていた。しかし、市町村の消防制度としてムリがあるとされ、参議院で審議未了となった。特に、この火災捜査権が焦点され、次回国会で、参議院の修正があり、まずは、この修正案で、翌年の昭和 23 年に消防法が成立した。なお、火災調査については、「見なおすことを要件」としており、昭和 25 年(1949 年)に火災の調査は、現行の法体系のように改正され運用されることとなった。

なお、消防法の制定の**特色**は、消防法施行後、消防法施行令が 1961 年(昭和 36)と**13 年**も後になったことである。この間、各消防本部は、黎明期としての消防行政の地位確保に非情な努力をされ、法第 3 章から 5 章の防火管理・設備・危険物等の様々な事項を市町村条例で乗り切ってきた(「全国消防長会」が最前線で全国消防を引っ張ってきた時代)。

「**火災の調査**」は、その発端の議員案に「**放火または失火の犯罪の捜査権**」(司法権付与)があったことから、捜査権を引っ込めた形で制定**消防法の「火災の調査」となった**。このような経緯から権限行使において、様々な課題を内包させて活動が開始された。

消防法制定時の「火災調査」の各条文（1948年（昭和23））

第7章 火災の調査 [Chapter VII Investigations of Cause of Fire]

第31条 消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめなければならない。

但し、国家消防庁において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行なうときは、これに従わなければならない。

第32条 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない。

第33条 消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、又は当該消防職員に關係のある場所に立ち入って、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

第4条第1項但書及び第2項乃至第5項の規定は、前項の場合にこれを準用する。

第35条 放火又は失火の疑いのあるときは、その火災の原因の調査の主たる責任者は、消防長又は消防署長とする。

前項の規定は警察官又は警察吏員が犯罪(放火犯を含む。)を捜査し、犯人(放火犯人を含む。)を逮捕する責任を免れしめない。放火又は失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官又は警察吏員は、互いに協力しなければならない。

現在の条文に、当て込むと。

〔制定時〕		〔現在〕
・法第31条	⇒	法第35条第2項（放火等の証拠保全）
・法第32条	⇒	法第31条（火災調査の義務）
・法第33条	⇒	法第33条（財産権への関与）
・法第34条	⇒	法第34条（立入検査権）
・法第35条前段	⇒	法第35条第1項（火災調査責任）
" 後段	⇒	法第35条の4第1項と第2項（犯罪捜査等協力）
（1950年追加）	⇒	法第32条（質問権、資料提出権等）

制定時「消防法」は、第7章火災の調査の始めに、[警察との連携事項]を置き、議員立法で提案された「火災の捜査権」からの否定文を頭文とした。

制定時の条文に対して、実際の運用からは、その思惑と現場のズレがあったため、見直し要件に沿って1950年(昭和25)に大きく改正され、ほぼ今の原型となった。制定時の法第31条も1950年に一度削除され、その後、法35条2項として、1952年に復活している。

なお、消防組織法の消防庁の任務から見ると、1963年(昭和38)まで、「放火及び失火犯の捜査技術の研究並びに捜査員の訓練に関する事項」となっていたが、さすがに捜査の用語から、1963年に調査へと変更された。

このように過去の経緯から、業務成立までの複雑さが内包され、火災調査とは消防行政にとって、意味深い業務であることが分かる。また、5章から7章は、市町村の消防の専管事項となっており、爾後の政令等には一切ふれられていないこともわかる。

2. 「火災の調査」各条文の検討

(1) 第31条 火災の原因等の調査

〔火災の原因等の調査〕

第31条 消防長又は消防署長は、消火活動をなすとともに火災の原因並びに火災及び消火のために受けた損害の調査に着手しなければならない

当時の原文

Article 32. The fire service executive chief or the chief of fire station concerned shall, side by side with the execution of fire suppression activities, set about the investigation of the cause of and the losses incurred by the fire and fire suppression activities. (July 24, 1948 Law No.186)

火災の原因等

本条文は、火災を専管する消防機関が、その消防目的とする消防法第1条の“・・・国民の生命、身体、及び財産を火災から保護する・・・”ことを任務とし、必要とされる「火災原因と損害」の調査の義務と権限を規定したものである。このことは、発生し又は拡大することが予測される様々な火災からの被害を、未然に防ぐための情報（資料）を収集し、整理して、国民に還元し、あわせて、当該火災により被災した人達に対して、火災調査の結果を示すことにより、社会の安定に寄与する役割を担った業務である。

発生した火災の**出火危険・延焼危険・人命危険**に対する予防面からの有効な行政上の活動を担保し、警防面に活用し、さらに、被災者の立場に立って火災の起因を説明することにより、**り災のわだかまりを解く**手立てにもなり、情報開示に寄せられる被災者の要請を受け止めることが必要とされている。火災から得られる情報を収集として役立て、法令・条例等の改廃制定に関わるだけでなく、製品火災からの調査結果から類似製品の**出火危険防止の指導**や**出火機構の解明**を通じて得た知見の公表により火災の未然防止を行なうなど、火災予防の観点から**出火、延焼、人命危険を防止する役割は重要な役割**となっている。さらに、**り災者に対する情報の開示は公平性と透明性さらに専門性に対する期待(付託)となっている**ばかりでなく、司法機関からの照会や説明の役割を担うなど幅広い任務となっている。これらのことから、火災調査に課せられた任務は大きいものがある。

また、火災予防の広義的な意味から、放火火災予防として、捜査機関への協力も当然の任務とされ、捜査機関と一体となって**放火火災予防、特に放火犯罪撲滅に向けた活動**があり、さらには、火災保険に対するモラルハザードに対する抑止力ともなっている。

火災調査は、消防法の一つの「章」としての大きな意義づけを持ち、合わせて大きな権限を有していることから、消防長又は消防署長に対して「**火災調査の義務と権限**」を課し

ている。

★「消火活動をなすとともに・・・」とあるのは、「第6章 消火の活動」とは一線が画されることが前提とされる「第7章」であることから、あえて、第6章の消火の活動中から、時間系列的に行なわれるものとして示されている。そのことは、消火活動中に得られる「火災からの情報」が貴重なものが多くあることを示唆している。

なお、「消火活動をしている」から「火災調査をする」と言う図式ではなく、独立した行政事務としての位置づけとしての「火災調査」は、その実態として、消防活動中に多くの情報を得ることを調査事務の中に入れていっているものである。

★「火災の原因・・・」は、出火原因ばかりでなく延焼拡大原因、死傷者発生原因など、火災に関わる様々な面からの原因となる。

★「火災及び消火の損害・・・」も火災によって発生した様々な損害を示すものであり、必ずしも、「直接損害」だけに限って示しているものでない。

★「着手・・・」は、事務の活動として捉えるもので、調査事務は義務である。

Coffee Break

★「消防法の解説」「逐条解説消防法」と「本文」の相違点（「解説」の誤りについて）

（2012年「逐条解説消防法 第四版」消防基本法制研究会 等）

解説の消防法第31条の内容は、「・・・事後の効果的な予防及び警戒・・・するうえに、・・・資料を提供するものである。」ことを「火災調査の目的」であるかのように表現している。そして、「・・・消防活動や防火査察等により火災現場や管内事情に精通している・・・」から、火災調査業務を担当するにふさわしい立場にあり、又、利用できる立場にある、とし、以上のことから、「消防活動とともに着手する。」と言う論理構成となっている。これは「・・・を調査する。」と言う「言葉」のイメージから、結果として「資料づくり」と矮小化し、その目的として、**予防と消防活動面への寄与**を取り上げている、構図である。この現行（2012）の**消防法の解説の弊害**は、火災調査を「消防機関の内部資料として役立てるもの、として作成している」と考える職員が居ることである。このため、市民からの火災調査の開示請求などは「火災調査の目的に沿わない**余計なこと**」とする意識が根付いている。被災者等のからの請求に対して、**消極的或いは後ろ向きの姿勢**に終始することから、様々なトラブルを生む要因となっている。

その根源は、何の根拠もない(つまり、〇〇法制研究会などと言う所在・責任のない)この解説が重宝がられているからである。

この解釈は、おかしい。

なぜなら、もともと、この31条は、制定時には32条にあり、31条は火災調査現場での「証拠保全」で、その31条を火災調査全体を示したものでなく、又、次条の32条が火災調査の任務等を定義した性質のものではなかった。しかるに、1950年の改正法により、条文が入れ替わったことから、もっともらしく現31条をもって、「火災調査のあり方」について述べているような解釈表現をしている。

前章の第5章「火災の警戒」、第6章「火災の消火」と同じで、本来は、第31条以

下は、単に、消防機関が行なう手続き的な条文を他の章と同じよう並べただけのものにしかすぎない。つまり、「火災の予防」や「火災の消火」の章と横並びに、「火災の調査」の章が存在するのである。だから、第7章の「考え方」としては、第31条とは関係なく、消防法の立法主旨である法第1条「火災の予防による国民の被害軽減」を目的として「火災の調査」ができていると考えるのが当然のことで、他の章に依拠した、円滑な推進のために「資料を提供する。」ことを「目的である」かのように考えることはおかしいと言うより、バカげている。

★ **なぜ、このような解説となったのか？**

この表現は、前記述-「過去を振り返る」にも示したが、消防法制定時に直ちに「火災調査」活動を開始した、当時の東京消防庁・調査課長の1948年(雑誌「帝都消防」)の論文に「(法7章火災調査は)・・・予防業務の完遂を期するための正確なる基本的資料を提供する。・・・」とあるのを受けたものと思われる。これは、消防法の制定時に、一度は「原因調査の**捜査権**」が**明文化された経緯**もあり、他の予防行政(設備・危険物等)と合わせて火災調査も消防が捜査を含めて**専管できる**かのような気運があったため、制定された消防法には「捜査権がない」ことを前提に、警察と協同して火災調査を遂行する任務を説明したものである。つまり、1950年の改正前の**制定時消防法による「火災調査」**を実施していくに当たり、犯罪捜査と火災調査の棲み分けに苦慮して、警察の捜査との線引きとして、予防行政に依拠した態様を示したものである。

しかし、この論文は、火災調査の目的は火災予防活動そのものであることを前提として、その「調査の使命」として、「資料の提供」を述べているもので、結果として作成されるものを明示しており**目的を言っている**のではない。しかし、消防法の解説を執筆した者(又は組織)は、全く火災調査の現場を知らず、寄るべき資料も乏しいことから、東京消防の当時の説明を部分引用したと推測される。

★ **資料作成ではない、直接的な行政効果**

火災調査の結果から、直接、製造メーカー等に働きかけ、数多くの安全対策が講じられている。また、「トラッキング現象」の再現実験報道などの火災原因の出火機構の解明そのものが「火災の予防」に直接貢献しており、「資料の作成」などではない。これらは、消防法の趣旨そのものが、現実の「火災調査」活動として成立していることである。つまり、火災調査は、**結果**として、火災調査書類等の資料として残され、他の章の円滑の遂行に役立っているのである。

★ **火災調査書類の開示**

火災調査は、り災者を含めた市民の立場からの“消防の任務”となっている。このことは、火災調査書類に対する照会や開示の多さからも理解される。消防の他の行政文書とは桁違いに多くの開示請求等がなされることは、火災原因究明が国民の要請事項となっており、り災者にとっては知る権利そのものである。消防の火災調査を、資料作成や予防行政への反映などと言う**偏狭な事務処理**のような考えは実態からもそぐわないものとなっている。左表は、東京消防庁の開示件数である。現在部分焼以上の建物火

照会した機関等		2009年～ 2013年 (5年間合計)
照会	捜査機関	554件
	弁護士会	138件
	裁判所	75件
	官公庁	12件
開示	情報公開及び 個人情報	304件

災の 約 20 件に 1 件は開示される傾向にある。

★ **【解説】の調査現場を知らない凡庸さ**

第 3 1 条は、消防長（又は署長）に行政事務を義務として明確化していることが、特徴とされる。しかるに、「消防活動や防火査察等・・・」により「・・・担当することがふさわしい・・・」と解説している内容は、見識のズレがある。

では、「危険物の規制業務」を専管しているのは「危険物の消火活動」をしているから？とすると、「毒劇物の規制業務」をしていないから、その流出時の災害対応できないと言うのか？となる。よくもこんな解説を考えついたものだ。消防活動や防火査察の次元と「火災の調査」とは、異なる次元であり、基本的に別の業務である。

もともと、他の業務を例示して「・・・資料を提供する。」としたために、**論理的矛盾を起こして**、「消火活動や立入検査に通暁しているから、・・・ふさわしい・・・」と考えて、記述したものと思う。**火災調査は、消防として、行なうべき業務**であるから、その行なえる権限を有しているのであって、消防活動や査察等とは関係がない。解説に示すような「火災調査は、**消防活動をしているから**専門的知見に立って、**調査をしている。**」との単純化された考えが敷衍され、火災調査は、**消防活動の付带的業務のように捉えられ**、消防活動の一環として行なうべきと思われる、誤解が生じている。この考えは、この解釈の間違いから端を発し、曖昧に理解されて、行政事務の性格をゆがめている。「消火活動をなすとともに・・・」は、消火活動の中に貴重な情報があるから、そこに着目して、火災発生の当初から従事することを示しているだけのものでしかない。つまり、法 7 章は、法第 6 章の消防活動とは、直接的な関係はない。

★ **まとめ**

このように、従来の火災調査、特に、第 3 1 条の解説は、責任の所在のない〇〇法制研究会の凡庸な執筆者が、過去の論文等からその業務の中身を良く分からずに入れ込み、さらに、その上司の認識不足が輪をかけて、単に「調査」と言う言葉じりに引きずられ、従前の解釈を引き継ぎ、今に至っている。その拙い根拠の一つを 1963 年（昭和 38）次長通知としていることも理解されるが、これが意味をなしている時代とは思えない。もう少し火災調査の実態を見て、機関委任事務制度の廃止されている時代の在り方を考え、まっとうな内容にしてもらいたい。



(2) 第 32 条 関係のある者に対する質問等、官公署に対する通報の要求

【関係のある者に対する質問等、官公署に対する通報の要求】

第 3 2 条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするため必要があると

きは、関係のある者に対して質問し、又は火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対して必要な資料の提出を命じ若しくは報告を求めことができる。

- 2) 消防長又は消防署長は、前条の調査について、関係のある官公署に対し必要な事項の通報を求めることができる。

制定消防法当時は、この条文がなかった。

1948年の第7章は、1950年の改正で、現35条2項が31条、31条が32条、そして33条、34条とつながり、現35条第1項と第35条の4第1と第2項の3条が35条となっていたように、もともとの経緯は、**火災を犯罪**として考えたうえでの「火災調査」であった。そもそも、消防法の試案（「生い立ちから」を参照）は、**火災捜査権**を消防機関が保有するような筋書きであり、そのため、制定時の消防法自体が「火災を犯罪とみる」立場が強く出ていた。そのため、これらの調整から、1948年（昭和23）9月18日「警察消防共助規約」の「第10条 消防法第31条並びに第35条の原因調査又は犯罪の捜査は左記の通りとする。」として、3項目の協力体制を規約しているように、この問題の大きさが分かる。後、1963年（昭和38）5月消防庁次長通知の「火災の原因調査に関する業務の運用について」の通知へと経過をたどっている。

火災現場を「火災犯罪」の現場としてとらえる方向と「火災予防」面の情報収集現場ととらえる両面があり（現在でもあるが、）犯罪現場から見た証拠物中心では「物」に対する火災調査が主体とされる。しかし、これでは、初期消火の方法や消防用設備の奏功などの火災予防面からの資料が得られない現実に直面し、このことから、全国の要望を踏まえ1950年（昭和25）5月の改正では、人的調査権としての「質問権」と「関係官公署への情報請求」が可能となり、又、32条を31条とするなど所要の条文上の整合性を図った。なお、この質問権の意義はかなり大きいものであったと当時の調査員が述べるのを聞いた。

★ 「関係ある者・・・」

関係ある者とは、消防法第2条第4項「関係者」の用語の定義に関わらず、およそ火災に関わる全ての人を対象であり、出火建物の関係者は当然として、出火したと推定される機器の製造者や延焼に影響したとされる建築・設備工事業者など、幅広いものである。

参考；法第4条の場合も質問権として「関係ある者」に対して可能であるが、法4条では「・・・立ち入って・・・」となっており、関係ある場所に立ち入ってなされる「質問権」であり、関係者を署に呼んで供述を得る時は、厳密には「質問権の行使」とはならない。

火災調査では、いかなる場所であっても、当該火災に関係する物に対して質問権ができることから、製品の製造メーカーに対しても「質問権」は可能となる。

資料提出は、法第34条によることから、製造業者などへの質問は可能だが、関係資料を請求する権限は、今（2012年）までなかった。

★ 製品メーカー等に対する資料提出命令権等

2012年(平成24年)6月27日の法改正により、「**火災の原因である疑いがあると認められる製品を製造し若しくは輸入した者に対して必要な資料の提出を命じ若しくは報告を求めことができる。**」とされ、資料提出権が拡充された。

近年の火災調査では、特にPL法(製造物製造法)制定後の火災原因調査の動向の中で、出火の疑いのある製品等からの火災に際し、関係者ある者への質問は法32条により可能であるが、その製品の取扱説明書あるいは成分分析表などの資料提出等は、法34条が「関係者」と限っていることからできなかった。このため、あと一步の詰め段階で、確かな資料による立証が難しく、出火原因を「不明」とせざるおえないことが生じていた。

このよう背景から、火災調査として、特に、PL法制定以降、出火原因と関連する「関係ある者」(製造メーカーや輸入業者等)からの**資料提出の権限付与**が強く求められていた。数年をかけての全国消防長会の検討を経て、火災調査権の拡大を求める「要望書」をまとめることができ、全国の消防機関から要望された。この要望を受け、2011年に消防庁で検討がなされ、2012年「消防法の一部改正」となり、火災調査の資料提出権の拡充となった。

この間、PL法に関連して、製品からの火災は、消費者庁(・国セン・市町村消セン)の所管する「消費者安全法(2009年9月施行)」と経産省(・NITE)の「消費生活用製品安全法(2007年改正)」が共にオーバーラップし、**火災**を製品の重大事故とした場合にその出火原因とその後の行政指導に影響することとなった。国の委員会は、消費者庁消費者安全調査委員会と経産省消費経済審議会製品安全部会が「合同会議」(2013年以降)により、現在は、一応一本化されて運営されているが、その中身の審議会資料を見ると製品の火災の出火原因の不明(曖昧さ)が散見される。このことから製品火災の出火原因の調査そのものに対する、両機関の関与が見え隠れする中で、消防機関の火災調査に直接「連携・協調」する姿勢が露わになってきている。消防をり災者やメーカーに対して前面に立て、原因究明の事項のみを貰い受ける姿勢とも言えなくはない。

今後、メーカー等への資料提出命令権等の確保は、消防機関が主体的に製品火災に対処し、り災者の立場に立った行政運営を行うことが試されることでもある。そして、法的な権限の強化は、それ自体として、火災原因究明への緊張した姿勢を求められていることであり、国民の負託の重さを感じるものがある。

○ 実際の活用

報告徴取ではなく、現に存在する「資料」を提出してもらうために利用される。その意味では、製造メーカーあるいは輸入代理店が持っている資料がどのようなものであるかを、録取したうえでなされる権限行使となる。その際、メーカーの企業秘密保持による拒否が考えられるが、火災調査には守秘義務があり、情報開示条例上も守秘権の行使が認められることから、メーカー等としても命令に対する拒否は難しいと思われる。

○ 課題

幾つかの課題。

- ① その火災が、火災として定義されるものでなければならない。つまり、消火行為のな

い火災は「火災とされない」ことから、**消火行為があった火災のみが**、報告取扱要領の範囲に該当する要件を満たしている「火災」である。

- ② 当該火災がその製品等からの**出火を疑うに足る十分な要件**を満たしている。
- ③ 質問権の行使ではできない程度の「**資料**」が**現にメーカー側等にある**。
 - ④ 「資料提出命令」発出にあたって、消防庁消防技術政策室に「照会」して、その上で権限行使ができる。
 - ⑤ 資料提出等を命じた際は、その結果を消防庁に報告する義務が生じる。
 - ⑥ その結果について関係行政機関等から「情報の提供」を求められた際は、必要な対応を当該本部として行う。

(この課題の④から⑥は 2012 年 10 月 19 日消防予第 389 号「消防法の一部を改正する法律の運用について」で示されている)たぶん、この④から⑥により、法令改正後 10 年経っても、権限行使されることは、**ほぼない**のでは考える。こんな面倒な、地方自治に逆行するような手続きを踏むなら「資料の提出依頼」として、任意の署長名の依頼文とし、その中で「命令することもある」と記載したほうが早いと言える。

また、本改正の前年 2011 年(平成 23)6 月 23 日消防庁技政室から(通知ではない)「製品火災に関わる情報及び火災調査結果の一層の情報共有等について」が出されており、消防が NITE 等と対応し、調査協力等をする事が示されている。火災調査の結果は、その前提が火災に遭遇した被災者であるはずのものが、いつのまにか、「調査結果と言う資料」のたらいまわしのようなものとされ、NITE とメーカーによる原因究明のイニシアチブへと移行する恐れすらある。

Coffee Break

★ 質問を強要できるか？

質問権は、非権力的な任意の回答であり、強要ができるものでも、罰則はない。

また、憲法上の黙秘権行使の説示も必要ない。つまり、刑事訴訟法に定めるようなスタイル、刑訴法第 322 条を念頭に置く必要はないと言えます。このあたりは、査察での「違反処理」で定める「質問調書」としての「被告人の供述を録取した書面」とは異なる。はじめから、相手を、告発等の対象者(被疑者等)と見る立場ではなく、あくまでも、火災予防等消防目的に沿った行政上のための「話」を書き留める、というスタイルである。

検察官送致後の質問も有効とされる(昭和 55(あ)790 現住建造物等放火 昭和 58 年 7 月 12 日 最高裁判所第三小法廷 判決-棄却.大阪高等裁判所)ように、行政目的に根拠をおく、任意の供述であるから、逆に、第三者的には信憑性の高いものである。その意味、今後「裁判官制度」が進む中で、検察での供述を補強するうえで、消防の火災調査時の「質問調書」が価値性を高めることもあり得る。つまり、検察での供述調書を公判で、被告が「否定」しても、任意性の高い消防の調書で検察のそれと「同じこと」を言っていれば、裁判官の心証は、調書の内容がより真実に近いものとして考える。

★ 虚偽の場合は罰則があるが、実際的には、難しい。

その場合として、例えば、火災当日に現場で聞いた内容と、後日に供述作成時に録取した

内容が**違っている時**(良くあること)は、現場の供述内容を「現場質問調書」として作成し、相手の署名・押印なしで文書とし、原因判定でどちらかを採用する。これらは、工場や研究施設、大学等の**専門性の高い施設内での火災に多く見られる**ことであり、これらの施設火災では、火災当初の供述を確実に聞き取って、「現場質問調書」の作成へとつなげることが必須となる。

Coffee Break

★ 作成した「火災調査書類」の証拠価値

実況（現場）見分調書が刑事訴訟法に基づく証拠として採用された判例は1968年（昭和44）11月25日東京・中野簡易裁判所において、失火被疑事件の判決があり、この判決で、消防職員が作成した実況見分調書が初めて刑事訴訟法第321条第3項を類推適用し、証拠として採用された。以後、消防職員の作成する火災調査上の書類は、法律的に信憑性、価値が高いものとして、刑事・民事事件で多く取り上げられている。特に、「現場見分調書」は、その作成意味が司法的に大きいとなっている。

今では、火災現場の特異性から、消防の作成した現場見分調書などの信ぴょう性に異議をはさむ司法関係者はいない。

★ 質問調書の証拠能力に関し最高裁判所まで争われた判例

1972年（昭和48）神戸市で発生した火災の現住建造物等放火被告事件で、消防職員が作成した質問調書の証拠能力等が最高裁判所まで争われた。（最高裁昭55（あ）790号昭和58年7月12日判決、大阪高裁昭52（う）1050号昭和55年3月25日判決、上記の「検察官送致後の質問、と同じ裁判） 刑事訴訟法第322条第1項の証拠として採用。消防長（又は署長）でなく、職員が作成しても合法である、検察官送致後に録取して作成された質問調書も適法である、となった。

Coffee Break

★「質問」する際、調書は面前で、かつ、読み聞かせて、押捺の必要があるのか？

質問に対する調書には、「質問調書」と「現場質問調書」があり、一定規模以上の火災又は必要により、署所に呼んで、質問内容をメモ書きし、それをパソコン浄書して、後日、相手に読み聞かせて署名をもらうケースと、火災規模も小さく、関係者の利便性を考慮して、現場で質問して、「現場質問調書」として「署名なし」で済ませるケースがある。

つまり、**面前で作成する必要はなく**、浄書してから、読み聞かせて「署名をもらうケース」と、読み聞かせることもなく「署名もないケース」です。

署名は、自分でサインするものです。記名押印は、印刷やハンコされた名前に間違いのないことを記すため押印する。押印、捺印は**印を押す**が、印がない時は、左手第2指による捺印がある。しかし、指の捺印は、**火災調査ではもちいないことを原則としている**。質問調書であることからして、指の捺印まで求めるのは筋違いの感があるからです。又、印を火災で焼失した方が多いことからすれば、署名によるのが一般常識です。

これは、査察の「違反処理」の「質問調書」と異なります。


違反処理は、相手を告発するために行なう手続きとしての立場で、「証拠能力など」を問題とされるため、刑事訴訟法の求めに沿う要件が必要となり、署名捺印を求めたりすることがある。と言っても、違反処理で「録取して署名させ、押印させる、とあり、印ない時は**指印**で」となっているが、その根拠となっている**刑事訴訟法第 322 条**も、現在は、「…署名**若しくは**押印・…」とあり、**どちらかでも良い**となっている（著名だけで良い、査察・違反処理だけが指印などを強いしているくらいがある）。このように、火災調査は、強いて刑事訴訟法に従うことなく、それらに準じて「質問調書」の信憑性と正当な手続きを確保するだけのものである。このため、現在は、「読み聞かせて、誤りのないことを申し立て、**署名した。**」で済ませ、さらに、必要によりその**コピーを渡す**ことも行政の業務手続となっている。

そして、火災規模の小さい場合は、署名もない「(現場) 質問調書」が存在する。

言い変えると「現場質問調書」は、「聞き取り書」とも言え、その名称を使っている消防本部もある。「現場質問調書」は、質問対象が「関係ある者」全てであり、火災調査時には、発見、通報、初期消火者、避難者、けが人など多数が該当することから、質問調書も「現場」だけで、聞いた内容を記載したものが必要となるためである。これらは、内規で決めるもので、行政上の必要性から作成するため、捜査資料とは性質を異にする。昔、この「現場質問調書」の「記載・署名がない」ことをめぐって、民事裁判で弁護士が言い立てたことがあるが、もちろん民事裁判であったこともあり、裁判官は、東京消防の内規に従った作成された正式の書類として了解されたことがある。

★ **基本的に、アメリカUSAのように「保険金放火火災」が少ないわが国では、関係者等からの質問と言っても、消防の立場からは犯罪性の立証をとやかく言うケースはほぼない。**失火罪を考慮したとしても、善意の市民による錯誤ですから、警察の「調書」で事足りる。つまり、実質的に、消防機関が火災において作成する「質問調書」が刑事訴訟法のそれに該当して証拠となる例は極めてまれであり、そのために、すべての調書作成の手続きを厳格に行なう必然性はない、と言える。もっとも、それに足りる手続きを厳格に適用したのでは、1件の**火災調査書類の作成に時間がかかりすぎて「何の為に」作成しているのか**、わからなくなる。

★ 出火建物と直接関係のない第三者で、火災発見状況など重要な情報を持っている人から、質問調書をとるために署所に呼んで質問調書作成に協力してもらった場合は、警察と同様に参考人に対する**「報償金」を支給**することが求められる。第三者であり、出頭させ、その人の「時間」を消費したことから、その費用弁償を支給することは必要となる。この制度をなく、第三者を質問録取で署所に呼ぶ場合は、十分に注意すべきと言える。

 (3) 第 33 条 火災による被害財産の調査

〔火災による被害財産の調査〕

第 33 条 消防長又は消防署長及び関係保険会社の認めた代理者は、火災の原因及び損害の程度を決定するために火災により破損され又は破壊された財産を調査することができる。

財産の調査

この条文は、次の第 34 条の立入検査権等以下に続くための手続き上の包括的な条文となっている。日本国憲法が保障する「財産権」は、これを制限する場合に法律で定める必要がある。火災により破損し、又は破壊されたとしても、そのことによって「財産権」が喪失したことにはならないことから、これらの「物」としての被害財産を調査することを明確化したものである。つまり、消防法第 29 条の消火活動中の緊急措置等と類似し、火災調査員は、焼損した現場とその物品で利用価値が失われているとしても財産権の保障を念頭に置いた活動が必要となる、ということとなる。

★「・関係保険会社の認めた・」

USA での火災調査活動と同様に保険金詐欺「放火火災」を念頭においた「保険金放火犯罪」からの要請として、消防と民間保険会社との協調的活動を明記した。しかし、他の条文に「保険会社」の言葉がないことから、実質的に役立つものではないが立法時の主旨から見ると保険会社との協調は当然に必要とされるとして、記載されたものである。特異な火災では、損害鑑定人(保険会社)と話し合いをすることはある。と言ってもお互いに異なる次元で活動していることが前提である。

★「“火災の原因”及び“損害の程度”を決定する・」

「決定」とはかなり思い切った言葉だと思う。“決定”するために“財産を調査する”となると、逆に、調査したら、“原因を決定しろ”と聞こえる。言い訳がましいが、“火災原因は不明である”としたとしても、原因を決定したことになる。すべての火災原因を解明できなくとも、「不明」と決定することはできるし、でないと「火災統計」が成り立たない。

★ 火災の損害と財産

第 31 条の「火災及び消火のために受けた**損害**」を被った「**財産**」が、火災により破損又は、破壊された「財産」と同じ意味となる。では、なぜ、別の表現となっているのか？第 31 条のそれは仕掛ける側からの表現で、33 条のそれは受け取る側からの表現ではないかと思う。同じ「財産」でも、仕掛けたことによる結果と、被害が生じてしまった結果としての現状では、表現を変えたほうが分かりよいかからと言える。このため、「破損又は破壊された財産」には火災による直接的な損害だけでなく、消火のために発生した損害も含んでいる。

★被害財産

「**被害財産**」は、全般的・包括的な人的・物的損失又は不利益が該当する。

「**損害**」は、被害を個別・具体的に一定の尺度で表したものの、とも言われている。ここ

で「財産」と言っているのは、財産権に言及していることであるから、「人的な損害」はこの条文では対象としていない。

Coffee Break

★ 余談:

旧「消防法解説」1967年(昭和42)版では、本条文を「・・・本条は、その限りにおいて不要であるとも考えられるが、・・・」と記載しているが、これは、法4条での立入検査権と同様の視点に立ったためである。火災調査の実質的な活動内容が理解されておらず、29条と対をなしているとは考えていないからの意見である。

→2003年(平成15) 逐条解説「消防法」版からは、この「・・・不要である・・・」云々を削除している。

火災鎮火後の現場は、焼損してしまっているゆえに、その「物」の帰属に行政上の十分な配慮を払って火災調査活動を示したものであり、法4条とは異なる次元での現場対応をするために必要とされる条文である。

(4) 第34条 資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査

(資料提出命令、報告の徴収及び消防職員の立入検査)

第34条 消防長又は消防署長は、前条の規定により調査をするために必要があるときは、関係者に対して必要な資料の提出を命じ、若しくは報告を求め、又は当該消防職員に関係のある場所に立ち入って、火災により破損され又は破壊された財産の状況を検査させることができる。

2) 第4条第1項ただし書及び第2項から第4項までの規定は、前項の場合にこれを準用する。

⇒ 参照条文(法4条)

・・・ただし、個人の住居は、関係者の承諾を得た場合又は火災発生のおそれが著しく大とあるため、特に緊急の必要がある場合でなければ、立ち入らせてはならない。

2) 消防職員は、前項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、市町村長の定める証票を携帯し、関係のある者の請求があるときは、これを示さなければならない。

3) 消防職員は、第1項の規定により関係のある場所に立ち入る場合においては、関係者の業務をみだりに妨害してはならない。

4) 消防職員は、第1項の規定により関係のある場所に立ち入って検査又は質問を行なった場合に知り得た関係者の秘密をみだりに他に漏らしてはならない。

★ 基本とされる事項(義務)

「資料提出命令権」「報告徴収権」「立入検査権」を定めたもので、法4条と同じ関係にある。本条文には罰則規定があり、虚偽の資料提出や報告徴収の拒否、立入検査の妨害に

は罰則が適用される。このことから、実質的に火災調査活動の権限行使に於ける根拠となっている。第2項において、立ち入り時の義務がある。

- ① **住宅では、「承諾を得る」こと。**
- ② **一般的に「証票」を携行して、求めに応じて示すこと。**
- ③ **関係者の業務を妨害してはならないこと。**
- ④ **関係者の秘密を漏らしてはならないこと。**

このような**義務事項を遵守した**うえで、立ち入りによる火災調査を実施する。

火災調査現場では、①②を特に留意すべきで、消防活動の延長と考えると、①②を無視した不法行為(逸脱した行政)をしているケースがある。

さらに、一部に「**火災」とされない事案(事故)**に対して、あたかも火災調査活動のように振る舞って、法34条に**類似した調査活動**をしているケースがある。火災調査権の行使でもない、法に基づかない住居への立入は不法侵入罪等にも該当し、消防と言う公的(権威的)な立場を利用した、偽計の行政活動である。「火災か・火災でないか」は、大きな相違があり、しっかりした考え方の上に立って、行動すべきである。

★ 「資料提出命令」

資料提出とは、資料つまり、すでに**存在している文書や物品**に対して、原因究明のために提出を促すものでPL法施行後の精度の高い火災原因の究明にあたっては、「立証のため調査」の手続きなどを実施する。出火原因と疑わしい製品(火気使用器具類)などを提出してもらい、原因の究明に努めるのは、法的な権限を有している行政機関として当然の責務と言える。また、その提出の必要性は、消防機関の裁量によることから、適切に、かつ厳格に執行する必要がある。

特に、「**燃えた物(製品)**」であるからと、提供を受けていながら、その調査結果を説明することもなく曖昧にしたまま返却せずに廃棄したり、あるいは、他の行政機関等に渡すことは、消防の火災原因調査の趣旨に著しく相違した行為である。

★ 「報告徴収」

報告徴収とは、関係者が現に**所持していない文書等**に対して、関係者に作成させて、提出を促すものである。最も、典型的なものとして「**り災申告書**」がある。このり災申告書には、文末に「この申告書は、消防法第34条に基づくもので、7日以内に提出して下さい。」と記載している。

この「報告」について、消防法の解説では、例示として、**火災発生当時の状況**、火災発生源となった可能性のある物の状況等、とあるが、このようなことは関係者から「火災の顛末書」「火災発生上申書」などに結び付くことにもつながりかねない。これらを是認しているかのように受け止められることから、消防法の解説にあるような考え方はあってはならない。火災原因と損害の調査による判定は、消防機関として行なうべき義務(業務)であり、「顛末書」等の提出は法文解釈として誤りである。火災発生時の状況などは、「質問調書」(又は「供述調書」)として作成すべき性質のものであり、「火災発生時の製品在庫一覧」など、原因・損害の調査上必要とさせる報告に限定されるものである。

★「立入検査」

立入検査は、消防法第4条における場合と同じである。関係のある場所は、防火対象物又は消防対象物のある場所を指し、建物、車両、河川敷など、火災原因と損害の調査において必要とされる、関係のある場所であり、製品メーカーの工場などへの火災調査上からの立入は該当しない。これらの権限は、火災調査員として常に念頭において有効に効果的に活用することが大切である。前出のように、住宅への立入の承諾、証票携行などは義務としてある。

(5) 第35条 放火又は失火の疑いある場合の火災原因の調査及び犯罪捜査協力

〔放火又は失火の疑いある場合の火災原因の調査及び犯罪捜査協力〕

第35条 放火又は失火の疑いのあるときは、その火災の原因の調査の主たる責任及び権限は、消防長又は消防署長にあるものとする。

- 2) 消防長又は消防署長は、放火又は失火の犯罪があると認めるときは、直ちにこれを所轄警察署に通報するとともに必要な証拠を集めてその保全につとめ、消防庁において放火又は失火の犯罪捜査の協力の勧告を行なうときは、これに従わなければならない。

★ 火災原因調査の主たる責任

「放火又は失火の疑いのある場合の火災原因の調査」は、「消防長又は消防署長に主たる責任と権限がある」と明記されているものであり、放火火災だからと言って、警察にその火災原因の責任をゆだねるものではない。

また、逆に、火災犯罪の捜査に従事するものではなく、消防法第1条の消防目的に沿った活動になる。

小説やテレビなどでは火災調査員が、放火火災の捜査に近いこともしているが、これは小説の世界であり、犯罪と予想されるときは「通報」する立場にあり、協力することにある。アメリカUSAや中国など、大陸では多く消防の火災調査員は、「火災犯罪捜査権」を有しているが、日本国の消防の火災調査員は、消防目的の範囲に限られ、前条の立入検査権などを犯罪捜査にもちいないこととされている。

★「責任」

制定当初の文章は「・・・主たる責任者は、・・・」と“責任者”と言う呼称を用いていたが、改正により「・・・主たる責任と権限は、・・・」となった。「責任者」とされてしまうと連続放火火災など社会的に大きくなった火災を想定した時、荷が重いと感じたのかもしれない、「主たる責任と権限」であれば、消防長としても諒解できたのではと思う。


しかし、条文の主旨は、「**火災調査は消防にある**」としていることを踏まえた活動を求めており、法1条に示される「・・・国民の生命・身体・財産を火災から保護する・・・」と言う目的の遂行を踏まえるとすべての火災の原因に対して責任があるのは当然と言える。

制定時には第2項が、消防法第7章の先頭に置かれていた。

これは、「火災の事件性」を強く意識し、火災現場の保全に努めることを述べたかったものと思うが、実質的には、消火活動から残火処理を含めて、鎮火後も、行政機関としての消防組織が坦々と処理していることから、実態として、たいして意味がなく、35条の2項に移されたものと思う。しかし、火災現場での“証拠保全”は、常に意識して対応すべきことではある。**保全**は、ただその場に置いておくだけではない。火災調査書類の書き方等で説明しているように「保全」は、文書や写真として保存することも含めて成立する概念である。火災現場は焼損しており、短い期間ですべてが消滅する。その現実にあって、放火や失火等の観点から、保全するとは書類の作成をも視野にいれたものである。

☆「消防庁・・・勧告・・・」

この文章は、現在までなく、そしてこれからも想定しえない。火災調査は、法5章から続く市町村の行政事務であり、現在では、**無視**しても良い。解説等は、ありうる予知を記載しているが、地元警察等との関係からすれば、国が関与(勧告)する余地はない。

 (6) 第35条の2 被疑者に対する質問、証拠物の調査

【被疑者に対する質問、証拠物の調査】

第35条の2 消防長又は消防署長は、警察官が放火又は失火の犯罪の被疑者を逮捕し又は証拠物を押収したときは、事件が検察官に送致されるまでは、前条第1項の調査をするため、その被疑者に対して質問をし又はその証拠物につき調査をすることができる。

2) 前項の質問又は調査は、警察官の捜査に支障を来すこととなつてはならない。

☆ 条文に「・・・検察官に送致されるまで・・・」とあること

「・・・検察官に送致されるまで・・・」から、旧「消防法の解説」1967（昭和42）は、検察官に「送致されるまでに限られる」と記載されていたが、最高裁の判例（最高裁昭55（あ）790号昭和58年7月12日判決、大阪高裁昭52（う）1050号昭和55年3月25日判決、上記の「検察官送致後の質問」と同じ裁判）により、その解釈の誤りが明確となった。つまり、この条文は、捜査機関との競合する火災原因調査活動に対する**調整**を示しているだけのものであり、送致後の質問調査を**禁じた趣旨のものではない**とされた。

前条において、「放火又は失火の疑いのあるとき」は、その火災の主たる責任と権限は消防にあるとなっており、これでは、捜査機関としては、常に消防の要望に答えるように努めなければならないことになる。そこで、警察と消防の両者の調整点として、「検察官送致」の時機としたものである。実態としては、警察署が身柄を確保して、検察に送致されるまでの間は短いこともあり、質問権を行使することは、ほぼない。

第2項は、書いてあるとおりのことであり、警察の捜査活動に対する配慮である。

Coffee Break

☆ 送致

この条文では「・・・送致されるまで」とあり、一般的には、逮捕されて、48時間となる。刑事訴訟法（203条）の規定で、警察（司法警察員）は、「留置」の必要があれば、被疑者の身体が拘束された時から「48時間以内」に書類及び証拠物とともに、検察官に「送致」する手続きをとることになっている。

刑事訴訟法（205条）の規程で、検察官は留置の必要があれば、被疑者を受け取った時から「24時間以内」に、裁判官に「勾留」の手続きをとることとなっている。

これで、逮捕から3泊が過ぎる。そして、勾留した事件につき、勾留請求した日から10日以内に「公訴」を提起しなければならないが、やむおえない時は1回だけ10日間延長できる。で、23日間となる。もちろん、その後は、「公訴」により、被告人となるため、逃亡・証拠隠滅のおそれから公訴の提起があった日から「勾留」され、2ヶ月の勾留期間がある。実際は、それぞれの罪ごとに、勾留されるため、長期におよぶこともある。

(7) 第35条の3 都道府県知事の火災原因の調査

〔都道府県知事の火災原因の調査〕

第35条の3 消防本部を置かない市町村の区域にあつては、当該市町村を管轄する都道府県知事は、当該市町村長から求めがあつた場合及び特に必要があると認められた場合に限り、第31条又は第33条の規定による火災の原因の調査をすることができる。

- 2) 第32条及び第34条から前条までの規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第34条第1項中「当該消防職員」とあるのは「当該都道府県の消防事務に従事する職員」と、第35条第1項中「消防長又は消防署長」とあるのは「市町村長のほか、都道府県知事」と読み替えるものとする。

★ 要約

都道府県知事の火災調査

- ① 消防本部を置かない市町村に限られる。
- ② 原因調査だけである。
- ③ 消防職員に認められている権限は、都道府県の消防事務職員と読み替えられる。

このように限られた事案に対して、法的な権限を定めたものである。さらに、本部を置かない市町村長の求め、又は、特に必要な場合に火災原因調査が実施できる。都道府県の職員が消防法に基づく「火災の原因調査」の権限行使を代行する。もちろん、「消防本部を置かない」市町村なので、消防吏員（消防学校の教育を受けた職員）がいないことから、大規模な火災時の原因調査体制が整っていないことによる。

消防本部を置く市町村は、都道府県知事への要請はできないが、消防本部間の相互応援

により、技術的支援なら可能で「相互応援に関して協定する」等により支援が可能となる。

★ 責任の所在

火災調査を代行しえるのは「原因調査」に限られ、「損害調査」は行なわれない。また、2項において、読み替え規程を設けており、この中で、第35条の条文が「火災の調査の責任と権限」を明記されていることから、代行した都道府県知事がすべての「責任」を持つことではなく、「市町村長のほか、」と市町村長と並列にした読み替え規定となっており、責任の分担を図っています。

☆ 実際的なケース

「消防本部を置かない市町村」は、消防学校等の教育を受けた火災調査員がいないため、大規模・特異な火災の調査に際して、十分な事務処理対応をできないおそれがあり、都道府県が「支援」として実施する。この場合は、原因判定書等作成の事務処理までも含めた全般が該当する。

多くの場合、県庁所在地等消防本部が、短期的に都道府県に派遣される形でその消防本部の職員が、県庁職員に成り代わって、実施することがある。これは、道府県の消防学校に「支援」として、短期間教官職員となる図式と同じである。

Coffee Break

★ 実際の事例のひとつ


東京消防庁の場合

これは、東京都の式根島など伊豆七島で、消防本部を置かない町村（大島、三宅、八丈を除く島）があり、「火災」が大規模で、原因調査が困難と予想される時、都に職員の要請を行なうことがあり、その場合、東京消防庁の本部職員が出向して原因調査に従事する。東京都訓令甲第61号「東京消防庁消防総監専決規程」により、消防法に基づく都知事の権限に属する事務のうち、法第35条の3に関する事項が、都知事から東京消防庁消防総監に「専決」としてゆだねられていることによる。

東京消防庁職員が、要請のあった町村（「島」）に行って、「火災原因調査」をする。

☆ この場合の身分関係。

東京消防管内の火災では、市町村の事務に関わる「火災調査」の場合の「証票」は、他の法文の「立入検査権」と同じなので、法第4条・法第16条の5・法第34条連記で、「火災予防規程」（東京消防庁告示）に基づく、「東京消防庁」発行の「立入検査証」となりますが、島で火災調査をする際には、都の職員として、要請された事務に関わる「火災原因調査」の場合の「証票」として、法第35条の3第1項に基づくだけの「火災原因調査の際の立入検査証」（都告示）により「東京都知事」発行の「火災調査証」となります。

 (8) 第 35 条の 3 の 2 消防庁長官の火災原因の調査

〔消防庁長官の火災原因の調査〕

第 35 条の 3 の 2 消防庁長官は、消防長又は前条第 1 項の規定に基づき火災の原因の調査をする都道府県知事から求めがあつた場合及び特に必要があると認めた場合に限り、第 31 条又は第 33 条の規定による火災の原因の調査をすることができる。

- 2) 第 32 条、第 34 条、第 35 条第 1 項及び第 2 項（勧告に係る部分を除く。）並びに第 35 条の 2 の規定は、前項の場合について準用する。この場合において、第 34 条第 1 項中「当該消防職員」とあるのは「消防庁の職員」と、第 35 条第 1 項中「消防長又は消防署長」とあるのは「消防本部を置く市町村の区域にあつては、消防長又は消防署長のほか、消防庁長官に、当該区域以外の区域であつて第 35 条の 3 第 1 項の規定により都道府県知事が火災の原因の調査を行う場合にあつては、市町村長及び都道府県知事のほか、消防庁長官に、当該区域以外の区域であつて同項の規定にかかわらず都道府県知事が火災の原因の調査を行わない場合にあつては、市町村長のほか、消防庁長官」と読み替えるものとする。〔本条追加・昭 40 法 65、1・2 項改正・平 15 法 84〕

★ 枠組み

消防庁長官の原因調査

- A ① 消防長からの要請
 ② 消防本部を置かない市町村長が、法 35 条の都道府県知事に要請して、その要請を受けた都道府県知事からの要請
 B ③ 特に必要あると認めた場合

以上の 3 通りがある。

この中で、③は、「火災等原因調査制度・体制のあり方検討報告書(2003 年 3 月)」で長官が**自主的**に調査する対象事案の火災は、**次のような火災**があるとされている。

- ・火災予防対策等の企画立案上必要な火災
- ・多数の死者が発生するなど社会的影響が大きい火災
- ・原因究明が困難な特殊な火災
- ・原因調査の要請するいとまがない火災

そして、この法律の施行後、既に約 15 年を経過した現在、長官調査は消防庁を経由して、火災研究センター火災災害調査部が実施している。

研究センターの資料からは、

- ①と②を、長官調査(要請調査)としており、①の該当が 5 年間で 2~3 件程度。
 ③を、長官調査(自主)として、5 年間で 8~10 件程度。

さらに、**センター調査(依頼)**、**センター調査(自主)**、**鑑定・鑑識**を実施している。

また、火災ではない[危険物流出等の事故原因調査]法 16 条の 3 の 2 も行っている。

長官調査の**要請調査**①は、ほぼ**危険物施設の火災が多く**、**自主調査**③は、ほぼ**火災による死者が多数発生して社会記事**として取り上げられている火災となっている。つまり、一定期間連続して新聞記事になりそうな火災が対象であり、法文にあるような「特に必要と認めたと」言ってものではなく、マスコミ対応に近い判断となる。

★ 研究センターの調査活動

法制定時(2003.6)、研究センターは独立行政法人(法 35 条の 3 の 3) (2001.4~2006.4)としてあり、その活動領域を広げていた時代背景により「**センター調査**」があるのではないかと思う。そのセンター調査(依頼)は件数や内容は、ほぼ理解できるものであるが、(自主)は年により対象や件数が変わる。

一見すると、**長官調査もセンター調査も**同じ服装で、国の職員であり、法的な制限がどこにあって運用されているのは、分かりにくい。そして、地元消防本部としては、「長官の火災原因調査における消防本部と消防庁の連携」(2003 年 9 月)通知文により、火災現場での調査協力が当然のこととして扱われることから、研究センターの**法解釈**がどのような考えで消防法第 7 章を捉えているのか疑問とされる。

また、消防本部から「火災原因調査の究明」の技術支援として、**鑑定・鑑識**が求められ、年間 50~100 件近い件数をこなしている。この事実行為としての支援内容は、法的には何を根拠としているのか理解されにくく、組織法から読み取るによせ、枠組みのとらえ方を明確にしたほうが、鑑定等内容が裁判となった時の位置づけに影響するものと思われる。

★ 見えてこない研究センターの原因調査

既に、数年にわたって、自主調査や要請依頼を実施してはいるが、いずれの火災においても航空機事故調査委員会のような「報告書」を見たことがない。

研究センターの報告等によるとある年又は前年に、長官自主及び依頼調査をしたことが月日、場所等が記載されているが、それらに関する調査内容の報告や概要の一切の報告は見当たらない。つまり、現場には行ったが、その現場を見ただけで、何もしてないと、とほぼ同じ状況が続いている。予防課の各種委員会の資料には、火災概要が示されることがあるが、現地で調査した実態はないに等しく、委員会等で現地調査として国交省報告書が取り上げられることも多い。現地に派遣される研究センターの調査員は、原則、報告書を作成するスタンスがないか、とさえ思えてしまう。それでいて「センター調査(自主)」とは、一体何を説明する行政行為の言葉なのかと疑問も出て来る。

前記したように、何をどのようなスタンスとするのかを整理し、市町村の消防との連携を目指すべき対応を再構築すべきではないかと思う。今後さらに、他省庁等による「火災調査活動」が危惧される中で、研究センターの専門性がより必要とされることから重要な課題とされる。

Coffee Break

★ 経緯

◎当初 国の火災原因調査権は、1964 年に発生し昭和電工川崎工場の爆発事故、新潟地震

による昭和石油新潟精油所の火災等、危険物施設をはじめとする産業施設における火災が従来に比して、大規模かつ複雑化し、その原因を究明するに高度の技術的知識を要することなどから、その原因の調査の究明は、国及び地方公共団体が一致協力して行なう必要があるため、1965年5月に追加された。

つまり、当時の消防研究所の持つ危険物関係の知見と研究能力を現場の火災原因調査の技術的「支援」に役立てようとするもので、地方と国のお互いの利害が一致した形でできあがった。これらは、危険物施設に関連されるものを前提としていた。そのため、その法制定後にあった、デパート火災・ホテル火災など社会的に問題となった「火災原因調査」を「支援」した経歴はなく、火災発生地消防長からの「要請」もなかった。これは、都道府県の原因調査の対応と異なり、どのような仕方、何を「火災調査」支援するのかの図式がなかったことではないかと思う。

◎長官調査の創設

消防長官の自主調査権は、前出「火災等原因調査制度の報告(2003.3)」に示されるように、2001.9/1新宿雑居ビル火災後の国会の委員会等で、火災を契機とした再発防止の観点から、国が関与した火災原因調査権の制定が求められた。特に、消防査察の結果による違反処理の妥当性と火災原因の因果関係の関連性が見えてこないとし、委員会審議でこれらを説明することができない等の状況から消防庁長官調査が求められた。

なお、当時、問題としたのは、警察の捜査と並行してなされる**航空機事故調査委員会**のような専門的な国の第三者的な調査を求めるものであった。今のような地元消防にくっついて、それらしく情報収集し、長官調査実施とアピールするものではなかったと思われる。

あわせて、当時の法35条の3の2第2項の読み替え規定は、法34条の立入検査権等の消防職員を「消防庁職員」としてだけ定めていたため、長官調査とした場合に、法35の2の現場の保全等が、消防庁の責任とされるものとなっていた。このため、2003年の改正に合わせて、読み替え規定に「・・・消防長等のほか、消防長官に・・・」としている。

Coffee Break

★ 吏員の措置命令の創設に関連した付帯決議事項

2001年9/1「新宿雑居ビル火災」を契機とした、法第5条の3（消防吏員の措置命令権）などの**改正(2002.04/26)**した際に、国が関与する原因調査について提案された。

- ① 多数の死者が発生するなど社会的影響が極めて大きい火災、燃焼の性状が特殊である火災であって、通常の火災原因調査ではその原因究明が困難と考えられるものが発生した場合等には、消防法第35条の3の2による消防庁長官の火災原因調査を速やかに求めるべきことについて、地方公共団体に対し周知すること。
- ② 今後、地方公共団体から求めがないときであっても、消防庁長官が大規模火災等の原因調査を実施できるように制度や体制の整備に努める。

また、これらの火災を含めた大規模な災害等に対して、より迅速・有効に対応できるよう、消防防災体制の充実強化策について速やかに具体的な検討を進めること。

Coffee Break

★ もう一つの火災調査の要請

付帯決議、後段の調査権は「大規模災害時の火災調査」である。

これは、1995年「阪神・淡路大震災時」に「火災調査の事務支援」で、全国から神戸市消防局へ火災調査の支援を行った。この時、消防庁長官の応援等のための指示に基づくものとされた。実際は、り災証明発行のための主として「損害調査事務」であったが、被災者の早期の復興として、必要不可欠であり、その必要とさる「火災調査事務」であった。他市町村消防からの応援による火災調査活動であったが、全くトラブルもなかった。

現在は、消防組織法第24条の3で、消防庁長官は「災害発生市町村」に対して、「消防の応援又は支援」ができることになっているが、これらは救助・消火・救急の実働部隊運用が中心となっている。

このことは、その後の東日本大震災で、消防庁・研究センターともに「火災調査」の応援支援に関する配慮がなく勝った、いまだに、国会の付帯事項を無視したままになっている。被災している地方自治体の消防では、被災者の復興支援に関係した事務処理の要請が考えつかないからこそ、率先して、火災調査活動として、派遣が必要とされるところである。



(9) 第35条の4 犯罪捜査等との関係及び消防と警察との相互の協力

【犯罪捜査等との関係及び消防と警察との相互の協力】

第35条の4 本章の規定は、警察官が犯罪（放火又は失火の犯罪を含む。）を捜査し、被疑者（放火又は失火の犯罪の被疑者を組む。）を逮捕する責任を免れしめない。

2) 放火又は失火絶滅の共同目的のために消防吏員及び警察官は、互いに協力しなければならない。

★ 内容説明

この条文は、法の制定時から第35条として存在し、現在は35条の4へと移動した。第35条に「・・・火災調査の責任と権限が、消防長又は消防署長にある・・・」としたことから、このことによる捜査機関の関係を調整するうえで、「被疑者を逮捕する責任」は、警察にあることを明確化した。消防の火災調査で、犯罪捜査までをも責任と考えなくても良いよとした。

さらに、共同目的としてお互いに協力することを明示している。

今の消防の火災調査からは、あたり前とも言えるが、お互いが互いの活動領域を尊重する態度があれば、別に、問題ともならない条文である。もともと、第35条において、放火又は失火の疑いがある時は「通報」しなければならず、あわせて、「保全」に努めることは当然であり、具体的な事項が、先の条文に示されているので、あえて明記されるのは、

「協力する」と言う言葉に主眼がある。

昔は、この条文を受け、消防本部によっては、地元警察との間で「警察消防共助協約」を成立させたが、今は、この協約を持たない消防本部も多数ある。現在、この協約の意味が薄れ、新たに締結する必要はないと思われる。つまり、消防法に記載されている事項を対応すれば事足りる。

Coffee Break

★ こんな書類が組織法 37 条としてだされている？

2015.6/1「火災原因調査における警察機関との協力について」(組織法 37 条の技術的助言)が発出されている。内容は、**原因の公表**について捜査に支障を来さないようにすること、である。

何とも、分かり難い“技術的助言”で、地元の消防本部としてこの文書に該当するような事案など、ほぼ内に等しい。つまり、何を助言としているのか、意味不明とも言える。

ただ、警察庁の文書では、**消防長官の火災調査**に配慮するようにと通達されていることから、直近の火災で長官調査したのは、2014 年 9 月東海市の製鉄所爆発火災と 2015 年 5 月川崎市の簡易宿泊所火災があり、これらに対しての取り交わし文書では？

たぶん、火災調査に際して「令状捜査」として拒まれたことから、協力お願いの覚書として出されたものでは？ ただ、残火処理に際し、重機などを入れて行うのは、現場保全の視点からも問題となりかねないことであり、地元警察との協力関係が適切なことは当然である。

参考；参考資料は、文中掲載のもの。

[以上、この文書の終り]

文責； Y.Kitamura